

第1期から第4期までの教育振興基本計画における 情報教育・ICT利活用の扱われ方の変遷

中園 長新^{1,a)}

概要：教育振興基本計画は日本における教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るためのものであり、国全体の教育の方向性を決定づけるものの一つである。本研究では第1期から最新の第4期までの教育振興基本計画において、情報教育やICT利活用がどのように扱われているか調査し、その変遷を分析した。調査分析の結果、ICT利活用については目次で項目立てがなされる等、積極的な扱いが見取れるが、情報教育については直接的な言及が少ないことが明らかになった。一方で、基本計画の背景をはじめとした各所において、Society 5.0やAI・ビッグデータの活用、教育DX等に触れられていることから、情報教育という枠組みでの言及はないものの、情報教育に対する期待もある程度は盛り込まれているものと考えられる。

Changes in Handling of Information Education and ICT Utilization in the 1st to 4th Basic Plans for Promotion of Education

NAGAYOSHI NAKAZONO^{1,a)}

1. はじめに

1.1 研究の背景

日本の教育においてもっとも基本的な法律である教育基本法は、2006（平成18）年に全面改正された。その第17条では次の通り「教育振興基本計画」について規定されている。

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教

育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

この条文において、第1項では国（政府）が定める教育振興基本計画について、第2項では地方公共団体が定める教育振興基本計画について規定されている。国（政府）による教育振興基本計画の策定は義務であるが、地方公共団体による教育振興基本計画の策定は努力義務であることも読み取れる。

本研究では教育基本法第17条第1項に基づいて定められる、国（政府）としての教育振興基本計画（以下、単に教育振興基本計画あるいは計画と表記する）に着目する。教育振興基本計画は日本における教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るためのものであり、国全体の教育の方向性を決定づけるものの一つである。教育振興基本計画は2008（平成20）年度以降5年おきに策定されており、本稿執筆時点での最新版は、2023（令和5）年6月16日に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」である[1]。第1期から第4期までの計画について、策定（閣議決定）の日付と対象期間を表1に示す。

¹ 麗澤大学
Reitaku University,
2-1-1, Hikarigaoka, Kashiwa, Chiba 277-8686, Japan
^{a)} nnakazon@reitaku-u.ac.jp

表 1 教育振興基本計画の一覧

期	策定日	対象期間 (年度)
1	2008 (H20) .7.1	2008 (H20) ~2012 (H24)
2	2013 (H25) .6.14	2013 (H25) ~2017 (H29)
3	2018 (H30) .6.15	2018 (H30) ~2022 (R4)
4	2023 (R5) .6.16	2023 (R5) ~2027 (R9)

H は平成, R は令和を示す. 第 3 期計画の終期については「平成 34 年度」と記されているが, 本稿では元号を令和に変換して表記する.

教育振興基本計画は, 対象期間 (5 年間) の日本における教育の方針を定める重要なものとして位置づけられている. また, 閣議決定されるという性格上, 文部科学省だけにとどまらずあらゆる省庁に関わる計画となるため, 文字通り「国全体」の教育方針がここに記されていると考えてよいだろう. 第 4 期教育振興基本計画の冒頭部分「はじめに」では, 教育振興基本計画について「教育振興基本計画は, 将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画」と表現しており, その方向性が確認できる [2].

教育振興基本計画は, 学校教育だけでなく様々な教育を対象としているが, その中には情報教育や ICT 活用といった内容も当然含まれている. すなわち, 教育振興基本計画における情報教育や ICT 利活用の扱われ方を調査すれば, 国全体の教育における情報教育や ICT 活用の扱われ方を把握することができると考えられる.

なお, 本研究は教育行政の研究ではないため, 教育振興基本計画が国の教育行政にどのような影響を及ぼしているのか, あるいは策定においてどのような政治的意図が潜んでいるのか, 等については議論しない. こうした教育行政学の視点から教育振興基本計画を検討する研究もいくつか存在するが (たとえば [3], [4] 等), 本稿ではそれらとは異なる視点で調査を行う.

1.2 研究の目的と意義

本研究では, 教育振興基本計画の中で情報教育や ICT 利活用がどのように扱われてきたのかを調査する. 本調査結果の分析により, 情報教育や ICT 利活用が国としての教育施策の中でどのように位置づけられているのかを把握することができ, 今後の情報教育や ICT 利活用の方向性を考察する一助になることが期待される.

本研究に先立ち, 筆者は第 1 期から第 3 期までの教育振興基本計画を対象とした同様の調査を実施し, その結果を発表している [5]. 本稿はこの研究を元に, 第 4 期教育振興基本計画の調査を追加し, さらに深い検討・考察を行ったものである.

2. 教育振興基本計画の調査

2.1 調査の対象

本調査では, 文部科学省の Web サイト [1] に掲載されて

いる教育振興基本計画 (第 1 期~第 4 期) の本文を調査対象とする. なお, 調査対象は前述の通り第 1 期から第 4 期までの (本稿執筆時点における) すべての計画であるが, 第 3 期および第 4 期については, 他の期よりやや丁寧に分析・検討を行っている.

2.2 調査の方法

教育振興基本計画における情報教育や ICT 活用についての言及を収集するため, 本文全体からキーワードとして「情報」「ICT」および「IT」(英字は全角・半角の両方)を検索し, ヒットした箇所の前後を確認することで情報教育や ICT 利活用の扱われ方を確認する.

これらのキーワードでは検索結果に多くのノイズが含まれることが想定されるため, 結果を一つずつ確認して情報教育あるいは ICT 利活用の文脈に該当するかどうかを判断した. 特に「情報」というキーワードを用いた検索では, たとえば「情報発信」「情報提供」「情報共有」「財務情報」といった語句もヒットする. こういった語句がヒットした際は, その語句がどのような文脈で用いられているのかを確認し, 情報教育に関係しない文脈である場合は検索結果から除外した.

3. 調査の結果

調査の結果に基づき, 教育振興基本計画の第 1 期から第 4 期のそれぞれにおいて, 情報教育や ICT 利活用についてどのような記述が見られるかを整理する. なお, 引用文等に丸括弧で付記したページ番号は, 各期の教育振興基本計画における該当ページ*1を示す.

3.1 第 1 期・第 2 期計画の調査の結果

本項では, 教育振興基本計画の第 1 期・第 2 期において, 情報教育や ICT 利活用についてどのような記述が見られるかを整理する.

3.1.1 第 1 期教育振興基本計画

第 1 期教育振興基本計画 [6] は最初に策定された計画であり, 総ページ数は 44 ページである. これは第 2 期以降の計画と比べて半分程度の分量である.

第 1 期計画では, 第 1 章「我が国の教育をめぐる現状と課題」において, 計画策定の背景となる社会の現状等に触れている. ここでは「近年, 少子高齢化, 高度情報化, 国際化などが急速に進む中で, (中略) 様々な課題が生じている。」(p. 2) との言及があり, 時代背景のひとつとして高度情報化が意識されていることがわかる.

第 1 期計画において情報教育に関する記述としては, 情報モラル教育に関するものが目立つ. たとえば「青少年を

*1 PDF のページ数ではなく, ページ下部に表示されているページ番号に基づく. 総ページ数の算出においてもページ番号に基づいている.

有害環境から守るための取組の推進（情報モラル教育）」(p. 16) や「児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成、情報モラル教育の充実」(p. 21) といったように、有害環境から守るため、発達段階に応じた情報モラル教育を充実させる必要があることが述べられている。

ICT 利活用については、学習者よりも学校あるいは教員側の環境整備に重きが置かれていることが読み取れる。「教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる（教育現場の ICT 化）」(p. 25) や「質の高い教育を支える環境を整備する（学校における情報化の推進）」(p. 34) あるいは「学校の情報化の充実（校内 ICT 環境の整備、教員の ICT 指導力の向上、ICT の教育活用、校務の情報化、学校 CIO）」(p. 35) 等の記述から、その傾向が読み取れる。もちろん、学校や教員側の ICT 環境整備は「教員の子どもと向き合う環境づくり」(p. 39) のために行われるものであり、教育の質保証を目指していることも明記されている。

なお、第 1 期計画は 4 つの「基本的方向」を示し、その方向を具体化するものとして 20 の「施策」を提示しているが、基本的方向や施策の見出しとしては、情報教育や ICT 利活用に直接触れるものはなかった。

3.1.2 第 2 期教育振興基本計画

第 2 期教育振興基本計画 [7] は、第 1 期計画の振り返りが冒頭に挿入される等、本文の分量が増大して 79 ページとなった。社会背景を整理した第 1 部の I 「教育をめぐる社会の現状と課題」では、策定時の世界を「グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行している。」(p. 2) と説明し、第 1 期計画と同様に「情報」が社会において重要な位置を占めていることを指摘している。

情報教育に関する言及としては、「高等教育段階修了までに身に付ける力とその方策」として「グローバル化が進行する産業社会においては、英語や情報活用能力も不可欠なものとなりつつある。」(p. 19) との記述が見られ、情報活用能力が必須能力の一つとして位置づけられていることが読み取れる。また、「基本施策 1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実」に関する主な取組の一つとして「新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実）」(p. 37)^{*2}が挙げられており、情報教育の充実が第 2 期計画実現に直接関わっていることがわかる。

ICT 利活用については、p. 32 に次のような文章があることからわかるように、社会変化に対応した新しい学びを

支える要素として位置づけられている。

激動の社会を生き抜く子どもたちには、自ら考え、また、学校内外の多様な人々と協働しながら主体的に課題を解決し、価値を創造する力が求められており、このような力を育むためには、ICT の活用なども図りつつ、協働型・双方向型の新しい学びへ移行していくことが求められている。

また、「円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等」(p. 43) や「学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換」(p. 51) あるいは「良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備」(p. 71) といった項目の具体策としても ICT 活用が明示されており、ICT 利活用が特別支援教育や高等教育を含む、様々な教育の質向上を支えていくことが示されている。

第 2 期計画では第 1 期計画とほぼ同様に、4 つの「基本的方向性」を示した上で、それらを具体化するものとして 30 の「基本施策」を定めている。すでに「基本施策 1」において情報教育が含まれていることを指摘したように、これらの中には情報教育や ICT 利活用が実質的には含まれている。しかしながら基本的方向性や基本施策の見出しとしては、情報教育や ICT 利活用を明示するような語句は登場していなかった。

3.2 第 3 期教育振興基本計画の調査の結果

3.2.1 第 3 期計画の背景

第 3 期教育振興基本計画 [9] はページ数が 91 ページとなり、時代背景を説明する第 1 部の II 「教育をめぐる現状と課題」や III 「2030 年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」だけで 17 ページを費やす等、全体的に記述の充実が図られているように見受けられる。また、2016（平成 28）年に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」[10] からの影響も随所に見受けられ、「超スマート社会」や「Society 5.0」といった語句が散見される。

こうした背景への言及において、情報教育や ICT 利活用に関する記述が増えていることは、第 3 期計画の特徴の一つである。現代の社会を「知識基盤社会」^{*3} (p. 5) であると表現し、子どもと情報の関わりに関しては次のように懸念を表明している (p. 9)。

子供を取り巻く状況については、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、情報通信技術 (ICT) を利用する時間は増加傾向にある一方、授業においてコンピューターを使っている生徒の割合は OECD 加盟国で最も低い水準にある。また、情報化が進展

^{*2} 2008・09（平成 20・21）年改訂の学習指導要領は、小学校が 2011（平成 23）年度、中学校が 2012（平成 24）年度からそれぞれ実施され、高等学校は 2013（平成 25）年度から学年進行実施されている [8]。第 2 期計画が策定された 2013（平成 25）年は、こうした学習指導要領の過渡期にあっている。

^{*3} 知識基盤社会とは「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す」社会のことである [11]。

し、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確にとらえたりしながら読み解く能力に課題が生じているとの指摘もある。また、子供がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態が生じている。

一方で、数理・データサイエンス教育については「AI・IoT・ビッグデータ等の産業構造改革を促す情報技術等を基盤とした人材育成が求められる中で、重要性・必要性は分野を超えて高まっている」（p. 12）としており、情報がネガティブ・ポジティブの両面で大きな影響を与えていることを意識していることがわかる。

3.2.2 第3期計画の「目標」における言及

基本的方向と施策を整理した第1期・第2期計画とはやや異なり、第3期計画では対象期間5年間の教育政策の「目標」を21個整理し、それらを目指していくという形で整理されている。第3期計画で特筆すべきは、「目標」の一つとして「目標（17） ICT利活用のための基盤の整備」が掲げられ、ICT利活用を推進する姿勢が明確になったことが挙げられる。なお、この「目標（17）」は次のように説明されており、実態としては情報活用能力の育成すなわち情報教育の推進も含んでいることが確認できる（p. 84）。

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。

高等教育段階について、教育の質向上の観点からICTの利活用を積極的に推進する。また、ICTの活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

「目標」は計画全体の目次でも項目立てされており、計画を要約する際にも取り上げられることの多い項目であるといえる。これまでの計画では情報教育やICT利活用の概念は本文の要素として扱われており、文字の上ではあまり目立つものではなかったが、「目標」に語句として含まれることにより、より注目を浴びやすくなったと考えら

れる。

3.2.3 第3期計画における情報教育・ICT利活用に関する記述

第3期計画における情報教育に関する記述としては他に、「青少年の健全育成」の一つとして「学習指導要領に基づき情報モラル教育を推進するとともに、スマートフォンをはじめとしたさまざまなインターネット機器の普及への対応も含め、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を地域、民間団体等との連携により実施する。」（p. 51）や、「子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援」において「情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携による、子供自身が主体的に情報機器を適切に利用できるようにする取組を促進する。」（p. 54）等、情報モラル教育の推進にかかる言及が多くなっている。

また、「初等中等教育におけるプログラミング的思考を含む情報活用能力の育成」（p. 64）についても述べられており、同時期（2017・18（平成29・30）年）に実施された学習指導要領改訂の動きとも連動していることが伺える。

ICT利活用については、第3期計画において「教育政策推進の基盤」の一つとして位置づけられている（p. 29）。「授業・学習面と校務面の両面でICTの積極的な活用を推進する」（p. 31）や「教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進する」（p. 85）といった記述から、ICT環境の整備と利活用が教育の基礎として求められていることが読み取れる。

3.2.4 第3期計画とAI・データサイエンス

第3期計画ではさらに、AI・データサイエンスに関する記述も登場している。大学等の高等教育において「AI・IoT・ビッグデータ等の産業構造改革を促す情報技術等を基盤とした人材育成」を図るために「文系理系を問わず専門分野の枠を超えた全学的な数理・データサイエンス教育等を推進する」ことや「博士課程学生や博士号取得者等に対してデータサイエンス等のスキルを修得させる取組を推進する」こと等が述べられている（pp. 64-65）。

第3期計画策定前の2014年には、日本学術会議が「ビッグデータ時代に対応する人材の育成」という提言[12]を発表している。計画策定後であるが内閣府も2019年に発表した「AI戦略2019」[13]において、デジタルトランスフォーメーション（DX）を担う人材として「数理・データサイエンス・AI」を理解し、活用できる人材の必要性を指摘しており、それらの動きを受けて文部科学省を中心として「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」[14]が現在実施されている。第3期計画はこうした動きと時代を共有しており、同様にAI・データサイエンスを重視する姿勢を打ち出しているのだと考えられる。

3.3 第4期教育振興基本計画の調査の結果

3.3.1 第4期計画の背景

第4期教育振興基本計画 [2] はページ数が78ページとなり、第2期計画と同程度に戻っている。第4期計画は、COVID-19 感染拡大（いわゆるコロナ禍）を経験した後の2023（令和5）年に策定された。コロナ禍における情報教育・ICT 利活用に関連する記述としては、次のようなものが見られる（p. 5）。コロナ禍を通して、特に ICT 利活用については課題が明確になった反面、新たな変革のきっかけとなったことに触れている。

感染拡大当初は ICT の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなったが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されている。

第4期計画は総括的な基本方針・コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」および「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられている [15]。

3.3.2 第4期計画の「基本的な方針」および「目標」における言及

第4期計画は第3期計画と同様に、「目標」を提示してそれらを目指していくというスタイルをとっているが、その前提として「5つの基本的な方針」を掲げている。この「基本的な方針」の一つとして「④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」がある。教育 DX を目指す上では「教育の分野において ICT を活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠」（p. 20）と指摘し、GIGA スクール構想による1人1台端末の実現等を踏まえて次の段階に移行すべきことが指摘されている。

16個に整理された「目標」においては、「目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成」ならびに「目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化」において、ICT利活用が明示的に触れられている。もちろん他の「目標」においても情報教育やICT利活用への言及は含まれているが、2つの「目標」において明示的に触れられていることは、ICT利活用がそれだけ重要性を増していることの証左といえるだろう。

3.3.3 第4期計画における情報教育・ICT利活用に関する記述

第4期計画における情報教育・ICT利活用に関する記述は、第3期までと比較して非常に多くなっている。一例として、「初等中等教育においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上・ICT環境整備の更なる充実が求めら

れる。」（p. 21）等の記述がある。

また、「目標11」の説明において、情報教育に関する次のような記述が見られる（p. 66）。

○児童生徒の情報活用能力の育成

・学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）育成のために、GIGA スクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進するとともに、EdTechをはじめとした教育産業の力も活用しつつ、優れた事例の創出を図る。その際、特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けさせることを重視するとともに、動画教材などコンテンツの充実を図り、学校だけではなく、自分自身でも学ぶことができる環境を構築する。

ICT利活用については、「目標12」の説明において次のような記述が見られる（p. 71）。

○ICT環境の充実

・GIGA スクール構想について、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、ICTの利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学びの変革、校務改善につなげるため、運営支援センターの全国的な設置促進・機能強化等徹底的な伴走支援の強化により、家庭環境や利活用状況・指導力の格差解消、好事例の創出・展開を本格的に進める。各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画の状況を検証しつつ、国策として推進するGIGA スクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。

第4期計画における情報教育・ICT利活用は、これまでのように単独で言及される箇所もあるが、ここで示したようにEdTechやGIGAスクール構想といった、より大きな概念と関連づけながら言及されている部分が多い。このことは、情報教育やICT利活用が多数の学びの一つとして位置づけられるだけでなく、学び全体を支えるためにさまざまな学びと関連し合う重要な要素として意識されていることの顕在化ではないかと考えられる。

3.3.4 第4期計画と持続可能性、ウェルビーイング

第4期計画で総括的な基本方針・コンセプトとされている持続可能性やウェルビーイングに関しても、情報教育やICT利活用との関連が見出せる記述が複数箇所で見出された。

教育の多様化に関しては、「デジタルの特性を生かした障害のある子供や外国人児童生徒等のアクセシビリティの向上も期待される。ICTを活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指していく必要がある。」(p. 18)といった記述や「小中高等学校においては、従来の教師による対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面においてICTを活用することや、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材を取り入れるなど、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての教師の役割を果たしつつ、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組むことが考えられる。」(p. 23)といった記述が見られる。さらに「ICT機器を使って児童生徒が学校外の施設（他の学校や社会教育施設、民間企業等）にいる人々とやりとりする取組の増加」(p. 74)といった記述からは、学校教育における学びの場は学校だけにとどまるのではなく、ICT利活用によって広がる可能性があることを示唆している。

ICTを活用することでこれまで以上に多様な教育が実現できることは古くから主張されてきたが、コロナ禍による教育の混乱とその克服を通して、ICT利活用による教育の可能性がより多くの人々に理解されたのではないかと考えられる。

また、子どもの健康に関わる記述も散見される。「社会全体で子供たちの生活リズムを整えることの重要性を共有するため、子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立につながる活動を展開する」(p. 45)という記述は、情報機器に接することによって生活リズムが乱れる危険性があることを暗に示している。一方で、「医療的ケアが必要な児童生徒等について、(中略)病気療養児の教育支援や学びの場の実態を踏まえつつ、ICTを活用した遠隔教育推進にも取り組む。」(p. 56)あるいは「障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、ICTの活用も含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。」(p. 56)といった記述からは、ICT利活用が病気や障害を抱える子どもにとってプラスに作用することへの期待が伺える。

このように、第4期計画ではICT利活用が持つ光と影の両側面を意識し、懸念される問題について触れつつも、

利活用によって実現できる新たな可能性についてもしっかりと言及していることがわかる。

4. 調査結果からの考察

調査の結果、第1期計画から第4期計画に至るまで、情報教育とICT利活用はいずれも教育振興における重要な要素として扱われ続けていることが明らかになった。しかし、それらの扱いは期によって若干の違いが見られる。

情報教育については、情報モラル教育を重視する傾向が見られるものの、情報活用能力を学力向上の基礎的な力として位置づけている点は、すべての期で共通といえる。第3期計画では情報教育にとどまらず、データサイエンスやAI・IoT等との関わりを含むより広い概念として扱われていた。さらに第4期計画では持続可能性やウェルビーイングとの関わりにも波及しており、期が進むにつれて情報教育のスコープや可能性が拡大しているような印象を受ける。

ICT利活用については、すべての期において情報教育よりも多くの言及が見られた。情報教育の土台としての環境整備はもちろんであるが、特に第4期計画においては、ICT利活用によって新たな教育が実現できるようになることへの期待が随所に見られ、様々な教育実践における、いわばインフラとしてのICT利活用が意識されていると考えられる。

以上のことから、教育振興基本計画ではICT利活用を比較的重視して扱い、情報教育の扱いはやや弱いことが見て取れる。しかし、情報教育がないがしろにされているかという点、必ずしもそうとは言い切れない。キーワードとして情報教育（あるいはそれに類似する語句）が明記されていないとしても、情報教育のことを間接的に扱っている記述は多く、特に第4期計画においては情報教育の必要性が随所に見られた。情報教育という枠組みでの言及は多くはないものの、情報教育に対する期待もある程度は盛り込まれているものと考えられる。

また、第1期から第4期まで順に内容を検討すると、期が進むごとに情報教育やICT利活用への言及が多くなり、目標等の目立つ部分でも言及されるようになってきている点は興味深い。期によって計画の分量が大きく異なるため単純比較をすることは難しいが、調査によって抽出される箇所は明らかに新しい計画の方が多く、特に最新の第4期計画に至ってはコロナ禍でのICT活用がよほどインパクトが強かったのか、さまざまな文脈で情報教育やICT利活用が登場していることが確認できた。

5. おわりに

本研究では、国（政府）が策定した第1期から最新の第4期までの教育振興基本計画において、情報教育やICT利活用がどのように扱われているか調査し、その変遷を分析

した。調査分析の結果、ICT 利活用については特に第3期計画以降は「目標」で明記されて目次で項目立てがなされる等、積極的な扱いが見て取れるが、情報教育については直接的な言及が少ないことが明らかになった。一方で、基本計画の背景をはじめとした各所において、Society 5.0 や AI・ビッグデータの活用、教育 DX 等に触れられていることから、情報教育という枠組みでの言及は多くはないものの、情報教育に対する期待もある程度は盛り込まれているものと考えられる。また、最新の第4期計画では、EdTech や GIGA スクール構想、あるいは持続可能性、ウェルビーイングといったより大きな概念において情報教育や ICT 利活用に言及されることもあり、情報教育や ICT 利活用が多数の学びの一つとして位置づけられるだけでなく、学び全体を支えるためにさまざまな学びと関連し合う重要な要素として意識されていることの顕在化ではないかと考えられる。

教育振興基本計画は今後も5年おきに更新（新しいものが策定）されるため、本研究は今後も定期的に継続し、情報教育や ICT 利活用をめぐる動きを把握するための一助としたい。また、今回はキーワードに基づく抽出と、その内容に対する定性的な考察を中心に行ったが、今後はテキストマイニング等の手法を活用し、定量的な分析も実施していきたい。

謝辞 本研究は、JSPS 科研費 JP21K02864 の助成を受けたものである。

参考文献

- [1] 文部科学省：教育振興基本計画，文部科学省（オンライン），入手先（https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/）（参照 2024-01-10）。
- [2] 文部科学省：第4期教育振興基本計画，閣議決定（オンライン），入手先（https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_soseisk02-100000597.01.pdf）（参照 2024-01-10）。
- [3] 島 一則：国レベルのスタンダードとしての教育振興基本計画を考える，日本教育行政学会年報，Vol. 44，pp. 27–61（2018）。
- [4] 井深雄二：第3期教育振興基本計画と Society5.0 の教育改革論，教育制度学研究，No. 26，pp. 210–219（2019）。
- [5] 中園長新：教育振興基本計画における情報教育・ICT 利活用の扱われ方，情報処理学会第85回全国大会講演論文集，pp. 4-381–4-382（2023）。
- [6] 文部科学省：教育振興基本計画：第1期計画について（対象期間：平成20年度～平成24年度），文部科学省（オンライン），入手先（https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1335036.htm）（参照 2024-01-10）。
- [7] 文部科学省：教育振興基本計画：第2期計画について（対象期間：平成25年度～平成29年度），文部科学省（オンライン），入手先（https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1335039.htm）（参照 2024-01-10）。
- [8] 文部科学省：学習指導要領の変遷，文部科学省（オンライン），入手先（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304360.002.pdf）（参照 2024-01-10）。
- [9] 文部科学省：教育振興基本計画：第3期計画について（対象期間：平成30（2018）年度～令和4（2022）年度），文部科学省（オンライン），入手先（https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406059.htm）（参照 2024-01-10）。
- [10] 内閣府：第5期科学技術基本計画，閣議決定（オンライン），入手先（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>）（参照 2024-01-10）。
- [11] 中央教育審議会：我が国の高等教育の将来像（答申）（2005）。
- [12] 日本学術会議：ビッグデータ時代に対応する人材の育成（提言）（2014）。
- [13] 内閣府統合イノベーション戦略推進会議：AI戦略2019：人・産業・地域・政府全てに AI（2019）。
- [14] 文部科学省：数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度，文部科学省（オンライン），入手先（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00001.htm）（参照 2024-01-10）。
- [15] 清原慶子：第4期教育振興基本計画の策定，最新教育動向2024：必ず押さえておきたい時事ワード60&視点120，明治図書，pp. 62–65（2023）。